

令和7年9月25日

各課長殿

大島町長

### 令和8年度当初予算の編成について

町財政は、令和6年度決算において、一般会計では137百万円の黒字であり、国保事業勘定特別会計等を含めた全会計では126百万円の黒字決算となった。全会計における黒字決算は5年連続となったものの、水道事業では依然として赤字が常態化している。一般会計においても、黒字決算の要因は東京都からの多額の総合交付金の交付を受けたこと、地方債発行額が増えたことであり、自助努力によるものではなく依存体質から脱することのできない組織の欠陥ともいえる重要課題が、未だ解消されていないことを十分認識しておかなくてはならない。

財政の弾力性を示す各指標は、経常収支比率94.1%（一般適正水準70～80%）、公債費比率13.3%（一般適正水準10%以下）、公債費負担比率23.2%（一般的に15%警戒ライン・20%危険ライン）、自主財源比率18.6%、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率は、実質公債費比率12.9%（25%）将来負担比率77.3%（350%）となっており、今後も引続き計画的な財政運営が必要であるとともに、町政全体の根本的な見直しを検討していかなければならない状況である。

このような中、我が国は米国による関税措置及びその後の対抗措置の応酬、食料品を中心とした物価高の継続といったリスクに直面している一方、現在、名目GDPは600兆円を超え、賃金も2年連続で5%を上回る賃上げ率が実現するなど、成長と分配の好循環が動き始めた。政府はコストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、物価上昇を上回る賃上げを普及・定着させ、現在および将来の賃金・所得が継続的に増加する「賃上げを起点とした成長型経済」を実現することを目標としている。

東京都では、令和8年度予算は、「2050東京戦略」の迅速かつ確実な実行に向け、大都市東京の強みを遺憾なく発揮し、明るい未来を実現する予算として、

第一に、将来にわたり東京が世界の成長を牽引し続けられるよう、「人」が輝き、活力が溢れ、安全・安心な東京へとさらに進化させるための施策を、従来の発想にとらわれず、スピード感を持って積極的に展開すること

第二に、AIの徹底的な利活用などにより、都民が真に「実感」する行政サービスの向上を図るとともに、より成果重視の視点から、社会の変化への的確な対応と施策の効率性・実効性の向上に向けて、事業の見直しを徹底し、強靱で持続可能な財政基盤を堅持することを基本方針として打ち出している。

令和8年度においては、これらの国や都の経済財政運営の考え方や、町の行財政運営に

も大きな影響を与える取り組みをしっかりと注視し、適時適切に対応していく必要がある。

大島町では、令和6年度より、第7次大島町基本構想・基本計画、実施計画に基づき事業を行っており、長期的なビジョンに基づく計画的な行政執行の実現を目指し、また社会経済情勢の変化に柔軟に対応できるまちづくりを念頭に財政運営を図らなければならない。

令和8年度については、第7次大島町基本構想で掲げた「郷土大島を豊かにし、共につくる島」という将来像を目指し、島の宝である子ども・子育て家庭への支援を推進し、住環境整備と合わせて移住・定住者の確保に努めるとともに、島の将来をよりよいものとするため、住民と一体となって今後の町づくりについて検討していく事に重点を置いた予算編成を心がけるものとする。

既存事業については事後検証を一層強化し、事業効果が乏しいものについては国都補助金の返還が生じても廃止するなど、思いきった見直しにより歳出の合理化を図ることとし、新規事業や事務事業のレベルアップは、効果が大きく期待できるものを除き、既存事業の廃止による財源確保（スクラップ&ビルド）をおこなうものとする。

しかしながら、真に住民生活の向上に結びつく施策や、「きぼうのしま」「にぎわうしま」「やさしいしま」をつくることに必要となる施策、大幅な業務効率改善につながる事業については積極的に取り上げたいので、十分留意して編成に当たられたい。

以上、令和8年度の予算編成に当たっては、この方針に従い、下記事項に留意の上編成するよう通達する。

## 記

1. 「第7次大島町基本構想・基本計画」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の計画と整合性を図り、大島町の将来像を十分に把握、認識し、経費の見積りを行うことを基本とする。
2. 国都補助・負担事業については、国・都の予算編成の動向に十分留意するとともに、連絡調整を密にして経費の見積りを行うこと。また、「TOKYO 補助金サーチ 見える化ボード」等を活用し、実施事業に対しての補助金有無を必ず確認すること。
3. 新規事業については、社会情勢等の変化に応じ既定事業廃止等の徹底した見直しを前提にした上で、真に必要なかつ緊急なものを要求すること。また、原則として期限を設定することとし、その執行に他団体の協力を要するものは関係方面と十分調整を図って要求すること。
4. 経費の見積りは、過去数年度の実績や事業効果等十分検討の上行うこと。特に前年度において流用増減を行った経費や執行率の悪かった経費については、実情に即して見直しを行うこと。

また、財源見込が不確実である特別な事情があるものを除き、年間所要額を要求することとし、制度改正等の予測しがたい場合を除いて、年度途中での補正を必要としないよう精査すること。

5. 補助金等交付団体については、団体の自主的、自立的な改善努力を促進するように努め、本来の目的に即したものであるか事業計画を十分に精査した上で、前年度実績があるものについては事業効果を検証し、交付団体と協議した上で前例踏襲となることのないよう補助及び委託の内容・方法等を見直し、所要の経費を要求すること。
6. 要求に当たっては、単に係単位の要求にとどまらず、課内で内容を十分検討、精査の上要求し、事業の必要性や積算内容、根拠を説明するに足る簡潔な資料を準備しておくこと。
7. 施策の全般にわたり創意工夫を重ね、特に施設の管理運営に関しては、民間における経営感覚等を取り入れて、施策の充実に努めること。
8. 歳入に当たっては一般財源が厳しい状況にあるので、一般財源の確保に努めることはいうまでもないが、特定財源の確保についても最大限の努力を払うこと。
9. 全般的事項として、町税、地方交付税等一般財源が激減しているなか、従来の行政レベルを保つことは不可能となっている今、「最小の経費で最大の効果をあげる（行政サービスを行う）」という認識、また、個々の範囲にとらわれず、町全体的なことも考えるという意識改革を行い、時代の変化に的確な対応をし、内外に目を向け従来の事務事業をも根本的に見直し、展開を図り、常に危機感を持つ姿勢が求められているので、その旨を認識して要求事務に当たられたい。